株　主　各　位

（証券コード4538）
平成30年６月８日

大阪市中央区道修町一丁目７番10号
扶桑薬品工業株式会社
代表取締役社長　戸　田　幹　雄

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当会社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年６月26日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市城東区森之宮二丁目３番11号
   当会社　本社事務所第１会議室
3. **目的事項**

   報告事項　第95期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

   決議事項

   第１号議案　剰余金の処分の件

   第２号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

事業報告、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.fuso-pharm.co.jp/）に掲載いたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

Ⅰ．会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移いたしましたが、一方で、米国の政策運営への警戒感や東アジア地域等の情勢不安による経済への影響などの不確実性も存在しており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

医薬品業界では、毎年の薬価改定や医療の質の向上に向けた抜本的な改革の方針が示されるなど、伸び続ける社会保障費を抑制すべく、医療費適正化諸施策が進められており、経営のさらなる強化が求められるなか、研究開発費の増加、開発リスクの増大、企業間競争の激化など収益環境の厳しさが増しております。

このような状況のもと、当社は、主力製品の人工腎臓用透析剤キンダリーなど人工透析関連製商品および輸液などのより強固な浸透を図るとともに、後発医薬品の販売促進にも注力してまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は人工腎臓用透析剤キンダリーの売上が伸長したものの生理食塩液など一部の製品の減収もあり、459億円と前期と比べ８億81百万円（1.9％）の減収となりました。利益面では製造原価の低減に努めてまいりました結果、営業利益は７億98百万円と前期と比べ１億42百万円（21.7％）の増加、経常利益は８億32百万円と前期と比べ１億90百万円（29.7％）の増加、特別利益に保有不動産の固定資産売却益５億67百万円を計上したことにより、当期純利益は９億70百万円と前期と比べ１億８百万円（12.6％）の増加となりました。

2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備投資の状況

当期における設備投資額は16億12百万円で、その内訳は主として生産設備等の更新等に係るものであります。

4. 対処すべき課題

当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、次の課題に取り組んでまいります。

営業面では、主力製品を中心に市場へのさらなる浸透による販売強化に全力を挙げて取り組んでまいります。生産面では、設備投資の効率化や製造コストの引き下げへの合理化を推進するとともに品質管理を徹底し信頼性向上を推進いたします。研究開発面では、透析医療のさらなる活性化を図り、さらに新薬開発等により、新領域の開発を推進いたします。また、管理面では、業務の効率化とスリムで機動的な管理組織の実現により管理費のさらなる削減につなげ収益力の向上を行ってまいります。

当社は、人の生命に関わる医療用医薬品の安定供給に携わる製薬企業としての本分を尽くすため、全社一丸となって邁進してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

5. 財産および損益の状況の推移

	平成26年度 第92期	平成27年度 第93期	平成28年度 第94期	平成29年度 第95期（当期）
売上高（百万円）	47,042	45,752	46,782	45,900
経常利益（百万円）	678	172	642	832
当期純利益（百万円）	340	10	861	970
１株当たり当期純利益（円）	37.67	1.12	95.86	109.61
総資産（百万円）	68,627	69,056	68,788	70,188
純資産（百万円）	33,538	32,616	32,545	32,579
１株当たり純資産（円）	3,707.67	3,606.75	3,642.78	3,711.54

（注）平成28年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施したため、第92期（平成26年度）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産を算定しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はございません。

7. 主要な事業内容

輸液を中心とする注射剤や人工腎臓用透析剤、各種内服治療薬など医療用医薬品および血液透析器など医療用機械器具の製造・販売を主たる事業とし、併せて不動産ならびに付帯設備の賃貸も営んでおります。

8. 主要な事業所および工場

本　社：本　　社（大阪市）
事務所：本社事務所（大阪市）
　　東京事務所（東京都）
営業所：大阪支店（大阪市）　東京第一支店（東京都）
　　東京第二支店（さいたま市）　東京第三支店（横浜市）
　　札幌支店（札幌市）　仙台支店（仙台市）
　　名古屋支店（名古屋市）　岡山支店（岡山市）
　　広島支店（広島市）　福岡支店（福岡市）
工　場：城東工場（大阪市）　大東工場（大阪府）
　　岡山工場（岡山県）　茨城工場（茨城県）
研究所：研究開発センター（大阪市）

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,366名	8名減

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,187百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,242
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,999
株式会社りそな銀行	1,332
農林中央金庫	1,293
株式会社みずほ銀行	951
株式会社北陸銀行	849
日本生命保険相互会社	602

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数　　20,000,000株

2. 発行済株式の総数　　9,451,169株（自己株式673,157株を含む。）

3. 当期末株主数　　7,744名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ぶどう協和会	559千株	6.37％
敷島振興株式会社	452	5.15
株式会社三井住友銀行	429	4.89
三井住友信託銀行株式会社	377	4.31
株式会社三菱東京UFJ銀行	345	3.94
日本生命保険相互会社	239	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	213	2.43
扶桑薬品工業従業員持株会	198	2.27
戸田幹雄	187	2.14
株式会社りそな銀行	185	2.11

（注）1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	戸田幹雄	
取締役	戸田隆雄	研究開発センター所長
取締役	三柳順一	営業本部長
取締役	千北隆彦	生産本部長兼城東工場長
取締役	西村昭吉	総務本部管理部長兼内部監査室長
取締役	松井幸信	営業本部営業部東京第一支店長兼東京事務所長
取締役	髙橋貞雄	総務本部長兼経理部長
取締役	岡純一	生産本部茨城工場長
取締役	伊藤雅教	研究開発センター部長
取締役	中俊人	生産本部岡山工場長
取締役	古賀彰	営業本部営業部東京第二支店長
取締役	大谷英樹	営業本部営業部長
取締役	須藤実	公認会計士（須藤公認会計士事務所長）
取締役	川口碩保	
監査役	松本清治	常勤
監査役	松岡大藏	税理士（松岡大藏税理士事務所長）
監査役	青本悦男	弁護士（青本悦男法律事務所長）

（注）1. 取締役須藤　実、取締役川口碩保の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役松岡大藏、監査役青本悦男の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役松岡大藏氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役須藤　実、取締役川口碩保、監査役松岡大藏、監査役青本悦男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成29年６月29日開催の第94回定時株主総会において、新たに大谷英樹氏が取締役に選任され、就任いたしました。
6. 平成29年６月29日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、取締役北　哲彦氏は任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役須藤　実、社外取締役川口碩保、社外監査役松岡大藏、社外監査役青本悦男の各氏との間において、それぞれ会社法第427条第１項および定款第28条および第36条に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報酬等の額
取　　締　　役	15名	140百万円
監　　査　　役	3名	24百万円
合　　計 （うち社外役員）	18名 （4名）	165百万円 （21百万円）

（注）1. 上記には、平成29年６月29日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2. 上記のほか、平成29年６月29日開催の第94回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を当期中に退任した取締役１名に対し21百万円を支給しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	兼職の内容
社外取締役	須　藤　　実	須藤公認会計士事務所	所　長
社外監査役	松　岡　大　藏	松岡大藏税理士事務所	所　長
	青　本　悦　男	青本悦男法律事務所	所　長

（注）社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	須　藤　　実	当期開催の取締役会９回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
	川　口　碩　保	当期開催の取締役会９回のすべてに出席し、主に上場企業の元経営者としての立場から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

区　分	氏　名	主な活動状況
社外監査役	松　岡　大　藏	当期開催の取締役会９回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
	青　本　悦　男	当期開催の取締役会９回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

Ⅳ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

39百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅴ．会社の体制および方針

1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役および使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「コンプライアンスマニュアル」を遵守するものとする。

・法令等遵守の統轄としてコンプライアンス委員会が当たる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る文書および情報については、別に定める「文書管理規程」およびその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。

・監査役会または監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「経営リスクマネジメント基本規程」およびその他の「緊急時対応規程」「地震等災害対策規程」など社内規程に基づき、企業活動に影響をおよぼすおそれのあるリスクの未然防止およびトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。

・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化とともに、書面決議制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための組織として、社長直轄の内部監査室および内部統制室を設置する。

① 内部監査室は、会計監査および業務監査を実施し、業務活動が法令および当社定款等に準拠して運営されているかを監査するものとする。

② 内部統制室は、業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全に関する適切な整備および運用を図るものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・監査役会および監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

・監査役会事務局は監査役会直属の組織とし、監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を社内規程に明記し、これを徹底するものとする。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「内部通報規程」を整備・運用するものとする。

・取締役および使用人は、当社の業務または財務の状況に重大な影響をおよぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会または監査役に報告しなければならない。

(9) 取締役および使用人が監査役に法令違反等の情報を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、当社の取締役および使用人が監査役へ報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。

・取締役および使用人は、監査役が監査を行う場合にはこれに協力するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した会社法および会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会においては、継続的に経営上のリスクを認識し対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程および業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、幹部社員との面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、監査役会において情報を共有しております。内部監査部門は、各部門に赴き定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証して現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う買収提案があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の源泉等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。

とくに、当社の企業価値の源泉は、①生命維持の基本となる輸液や人工腎臓用透析剤等の安定的な供給を可能とする生産・供給体制、②人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品事業を通じて構築した日本全国の病院との広範かつ強固なネットワーク、③人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品市場における“ぶどうマーク”や“キンダリー”の高いブランド力、④社会において「なくてはならない存在」として患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に経営してきたことにより構築した患者・卸・病院・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、⑤医薬品の安定供給の社会的使命を全うするための必須かつ喫緊の課題である経営基盤の安定化、強化に向けた新分野開発の鋭意推進、⑥二度の大震災に際して主力製品である透析剤の安定供給へ全社総力を挙げた結果、透析治療の遅れをきたす事態の回避を実現した企業努力、⑦当社の経営理念に誇りを持ち、患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に当社の成長・発展・進化を目指す従業員の存在にあると考えております。当社株式の大量買付けを行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支

配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みについて

当社は、当社の強みである医薬品事業を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、患者様の健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しております。また、製薬企業としての社会的使命および責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しております。かかる基本理念のもと、当社は次の３項目を経営の中長期的な重点課題として、その実現に鋭意取り組んでおります。

a 販売に関する施策

・ 透析剤トップメーカーとして、透析患者の方々にとって必要不可欠である透析剤の安定供給を最重点課題とし、透析用剤、ろ過型人工腎臓用補液、生理食塩液および透析関連品の血液凝固阻止剤、吸着型血液浄化器、透析器などの新たな需要市場を開拓し拡販を推進する。

・ ジェネリック医薬品市場拡大政策に即応し、DPC/PDPS制度（診断分類別包括評価支払制度）導入病院を中心に、後発品採用に向けた積極的な営業活動を展開する。

b 製造に関する施策

・ 近年の国民医療費抑制策による薬価引き下げに対処するため生産の効率化、製造コストの引き下げへの合理化に徹した設備投資を推進する。

・ 医療機関のニーズに即した、より安全性の高い容器を用いたろ過型人工腎臓用補液サブラッドBSGなどの医薬品を製造する。

・ 信頼性保証本部との連携のもと品質管理を徹底し製品ブランドの信頼性の向上へ総力を傾注する。

・ 研究開発センターとの連携をも含めて、新製品の開発・量産化に備えた体制整備にも鋭意投資を進める。

c 研究開発に関する施策

・ 透析関連製剤については、医療現場に即応した新製品の開発を進め、成熟期を迎えつつある透析医療分野のさらなる活性化を図り、さらに、遺伝子バイオ技術を応用した新薬開発等により、新領域の開拓も鋭意、推進する。

・ 研究開発センターでは、生産、営業、信頼性保証の各本部と常時密接な連携を保ちつつ、開発期間の短縮や開発コストの低減を念頭に所属員一丸で業務の効率化に取り組む。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率や公正性、法令遵守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。現在当社は２名の社外取締役を選任しており、監査役３名のうち２名は社外監査役であることから、独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。加えて、当社は内部監査室およびコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等各種委員会を設置し、これらによる監視・統制に万全を期しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記（1）記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成27年６月24日開催の第92回定時株主総会において、内容を改定した上で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認をいただき継続しました。本プランの概要は以下のとおりです。

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、これらを行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付けその他の取得、もしくは当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合およびその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けもしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）を適用対象とします。

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対して、当該買付等に先立ち、買付等に関する情報の提出を求めるなど、当社取締役会並びに社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会が当該買付等の内容の検討等を行うための手続を定めています。

独立委員会は、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等、本プランに定める要件に該当する買付等であると判断した場合には、原則として、当社取締役会に対し、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる適切な施策を実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する決議を行います。当社取締役会が本新株予

約権の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権をその時点の当社を除く全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従った本新株予約権の無償割当て等の実施若しくは不実施または本新株予約権の取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役および社外監査役から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施または買付者等の買付等に関しての株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、買収防衛策の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（https://www.fuso-pharm.co.jp/）に掲載しております。

本プランの有効期間は、平成27年６月24日から平成30年６月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までです。ただし、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会もしくは株主総会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記 (2)「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

上記 (3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、株主意思を重視するものであること、取締役の恣意的判断を排除するため本プランの発動および運用に際しての実質的な判断が社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会により行われること、合理的な客観的要件が充足されなければ本プランが発動されないように設定されていること、第三者専門家の意見の取得が可能とされていることで独立委員会による判断の公正性・客観性が担保される仕組みとなっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**37,866**	**流動負債**	**25,532**
現金及び預金	5,457	支払手形	5,021
受取手形	284	電子記録債務	3,000
売掛金	21,694	買掛金	3,766
商品及び製品	8,559	短期借入金	2,990
仕掛品	41	1年内返済予定の長期借入金	3,580
原材料及び貯蔵品	1,037	1年内償還予定の社債	38
前渡金	14	リース債務	2
前払費用	126	未払金	1,748
繰延税金資産	497	未払費用	381
その他	152	未払法人税等	268
固定資産	**32,322**	預り金	44
有形固定資産	**24,988**	前受収益	3
建物	10,179	賞与引当金	900
構築物	587	役員賞与引当金	22
機械装置	3,098	値引補償引当金	34
車両運搬具	5	売上割戻引当金	288
工具器具備品	673	返品調整引当金	3
土地	8,891	設備関係支払手形	659
リース資産	4	その他	2,779
建設仮勘定	1,548	**固定負債**	**12,076**
無形固定資産	**1,005**	長期借入金	8,912
ソフトウエア	256	リース債務	1
その他	749	再評価に係る繰延税金負債	1,333
投資その他の資産	**6,327**	退職給付引当金	1,364
投資有価証券	3,848	役員退職慰労引当金	256
出資金	1	資産除去債務	102
従業員に対する長期貸付金	13	その他	105
長期前払費用	171	**負債合計**	**37,608**
繰延税金資産	244	（純資産の部）	
その他	2,047	**株主資本**	**36,022**
		資本金	**10,758**
		資本剰余金	**15,010**
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	5,010
		利益剰余金	**12,409**
		その他利益剰余金	12,409
		研究開発積立金	250
		退職給与積立金	50
		貸倒準備積立金	120
		別途積立金	5,300
		繰越利益剰余金	6,689
		自己株式	△ **2,155**
		評価・換算差額等	△ **3,442**
		その他有価証券評価差額金	**1,153**
		土地再評価差額金	△ **4,595**
		純資産合計	**32,579**
資産合計	**70,188**	**負債・純資産合計**	**70,188**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
売　　上　　高	**45,900**
売　上　原　価	**32,630**
売　上　総　利　益	**13,269**
返品調整引当金繰入額	0
差　引　売　上　総　利　益	**13,269**
販売費及び一般管理費	**12,471**
営　業　利　益	**798**
営　業　外　収　益	**410**
受　取　利　息	20
受　取　配　当　金	65
投資有価証券売却益	36
保　険　関　係　収　益	113
投資事業組合運用益	27
業　務　受　託　収　益	44
企　業　誘　致　奨　励　金	41
そ　の　他	61
営　業　外　費　用	**376**
支　払　利　息	220
生　命　保　険　料	128
そ　の　他	27
経　常　利　益	**832**
特　別　利　益	**567**
固定資産売却益	567
特　別　損　失	**38**
固定資産除却損	38
税引前当期純利益	**1,361**
法人税、住民税及び事業税	386
法　人　税　等　調　整　額	5
当　期　純　利　益	**970**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
平成29年４月１日残高	10,758	10,000	5,010	12,057	△ 1,727	36,098
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△ 708		△ 708
土地再評価差額金の取崩				89		89
当期純利益				970		970
自己株式の取得					△ 427	△ 427
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	351	△ 427	△ 76
平成30年３月31日残高	10,758	10,000	5,010	12,409	△ 2,155	36,022

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年４月１日残高	953	△ 4,506	△ 3,553	32,545
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 708
土地再評価差額金の取崩				89
当期純利益				970
自己株式の取得				△ 427
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	200	△ 89	110	110
事業年度中の変動額合計	200	△ 89	110	34
平成30年３月31日残高	1,153	△ 4,595	△ 3,442	32,579

（注）その他利益剰余金の内訳

（単位：百万円）

	研究開発積立金	退職給与積立金	貸倒準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成29年４月１日残高	250	50	120	5,300	6,337	12,057
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△ 708	△ 708
土地再評価差額金の取崩					89	89
当期純利益					970	970
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	351	351
平成30年３月31日残高	250	50	120	5,300	6,689	12,409

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、製品、原材料、貯蔵品　先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②仕掛品　移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2．重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
機械装置	２～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用
定額法
なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．重要な引当金の計上基準

(1) 賞与引当金　従業員及び使用人兼務役員の賞与の支払いに備えるため、支給対象期間に応じた支給見積額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金　役員の賞与の支払いに備えるため、支給見積額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 値引補償引当金　期末特約店在庫に対して、将来発生する値引補償に備えるため、当期の実績を基礎に見積額を計上しております。

(4) 売上割戻引当金　期末売掛金に対して、将来発生する売上割戻しに備えるため、当期の実績を基礎に見積額を計上しております。

(5) 返品調整引当金　売上の返品による損失に備えるため、法人税法の定める規定により、売掛金基準を適用した同法限度相当額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生の翌事業年度より費用処理しております。

また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。

(7) 役員退職慰労引当金

将来の役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく基準退職慰労金の期末要支給額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号平成30年３月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号平成30年３月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成33年４月１日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

2．貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	8,973百万円
構築物	301百万円
機械装置	0百万円
工具器具備品	0百万円
土地	6,337百万円
計	15,612百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	380百万円
長期借入金	5,362百万円
計	5,742百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　48,453百万円

3．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価法第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△1,535百万円

4．期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	47百万円
支払手形	19百万円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数

普通株式　9,451,169株

２．自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	516,905株	156,252株	―株	673,157株

（注）増加の内訳は、次のとおりです。

自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による増加　154,100株

単元未満株式の買取りによる増加　2,152株

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成29年６月29日定時株主総会	普通株式	357	40.00	平成29年３月31日	平成29年６月30日
平成29年11月８日取締役会	普通株式	351	40.00	平成29年９月30日	平成29年12月５日

４．当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種　類	配当の原　資	配当金の総　額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成30年６月26日定時株主総会（予定）	普通株式	利　益剰余金	351	40.00	平成30年３月31日	平成30年６月27日

4．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
（流動資産）	
賞与引当金	275百万円
売上割戻引当金	88百万円
未払社会保険料	40百万円
未払事業税	39百万円
棚卸資産評価減	23百万円
その他	30百万円
繰延税金資産	497百万円
（固定資産）	
投資有価証券評価損	46百万円
長期前払費用	244百万円
退職給付引当金	417百万円
役員退職慰労引当金	78百万円
その他	73百万円
繰延税金負債との相殺	△ 458百万円
計	403百万円
評価性引当額	△ 158百万円
小計	244百万円
繰延税金資産合計	742百万円
繰延税金負債	
（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	△ 452百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 5百万円
繰延税金資産との相殺	458百万円
繰延税金負債合計	―百万円

5．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に、医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画、研究開発計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には原料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金については借入後10年以内返済であります。デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程等に従い、営業、総務本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒されている金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理
当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
デリバティブ取引については、職務権限規程及び経理規程等に基づき、経理部財務課が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。取引状況については適時関係役員に報告しております。
③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
(1) 現金及び預金	5,457	5,457	－
(2) 売掛金	21,694	21,694	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,084	3,084	－
(4) 支払手形	(5,021)	(5,021)	－
(5) 電子記録債務	(3,000)	(3,000)	－
(6) 買掛金	(3,766)	(3,766)	－
(7) 短期借入金	(2,990)	(2,990)	－
(8) １年内返済予定の長期借入金	(3,580)	(3,580)	－
(9) 未払金	(1,748)	(1,748)	－
(10) 長期借入金	(8,912)	(8,850)	△61

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
(1) 現金及び預金、(2) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(3) 投資有価証券
株式であり、株式の時価は取引所の価格によっております。
(4) 支払手形、(5) 電子記録債務、(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) １年内返済予定の長期借入金、(9) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(10) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
(注２) 非上場株式（貸借対照表計上額485百万円）及び投資事業有限責任組合への出資（同279百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

6．賃貸等不動産に関する注記

1．賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は、大阪市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	決算日における時価
1,735百万円	1,714百万円

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、それ以外は重要性が乏しいと判断されるため、土地については路線価等「容易に入手できる評価額」、建物については「適正な帳簿価額」であります。

7．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　3,711円54銭
１株当たり当期純利益　　109円61銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月17日

扶桑薬品工業株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉 村 祥二郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 髙 見 勝 文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、扶桑薬品工業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月18日

扶桑薬品工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 松 本 清 治 ㊞

社外監査役 松 岡 大 藏 ㊞

社外監査役 青 本 悦 男 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。当期につきましては、この基本方針並びに業績、経営環境および財務体質の強化の必要性などを総合的に勘案したうえで、当期の期末配当を１株につき金40円といたしたく存じます。また、将来の経営環境の変化に柔軟かつ機動的に対応していくため研究開発積立金、退職給与積立金、貸倒準備積立金を取崩し、繰越利益剰余金を同額増加いたしたく存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴ 配当財産の種類

金銭といたします。

⑵ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金40円　総額　351,120,480円

⑶ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月27日

２．剰余金の処分に関する事項

⑴ 減少する剰余金の項目およびその額

研究開発積立金	250,000,000円
退職給与積立金	50,000,000円
貸倒準備積立金	120,000,000円

⑵ 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	420,000,000円

第２号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、当初平成21年６月26日開催の第86回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」について、株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。その後、直近では平成27年６月24日開催の第92回定時株主総会において、上記対応策（以下「現プラン」といいます。）につき株主の皆様のご承認をいただき継続いたしましたが、現プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

本定時株主総会の終結の時をもって上記有効期限の満了を迎えるにあたり、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向及び様々な議論の状況等を踏まえさらなる検討を加えました結果、平成30年５月10日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とする、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号柱書に規定されるものをいい、以下、現行の「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））の一つとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。

つきましては、株主の皆様に本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的な内容の変更は行っておりません。

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う買収提案があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主

が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の源泉等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。また、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ．当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1．当社の企業価値の源泉について

(1) 当社の企業理念について

当社は、人の健康と生命に密接に関与する医薬品を製造する会社として、社会において「なくてはならない存在」となることを経営ビジョンに掲げ、これを実行するため、以下の３つの経営理念を掲げております。

(a) 当社はその事業と規模を利用して社会に貢献し、自らも幸福と生き甲斐を得ようとする社会人が結集した運命共有集団である。

(b) 会社の存在も個人の生活も、社会の恩恵なしには維持できない。特に人の健康と生命に密接に関与する医薬をつくる企業には、それにふさわしい倫理が求められ、これを踏みはずさないもののみが繁栄を持続し得るのである。

(c) 当社は、製薬企業の本分を尽くすとともに、社内の平安を旨とし、挙社一体の企業努力により社会に貢献、また全従事者の負託にこたえんとするものである。

(2) 当社の企業価値の源泉について

当社は、人の健康と生命に密接に関与する医薬品を製造する会社として「なくてはならない存在」を存続していくために、医薬品を製造する企業としてふさわしい倫理を守り、その事業と規模を利用して社会に貢献して、その本分を尽くすことを企業理念とし、このような方針のもと企業価値を向上させてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、①生命維持の基本となる輸液や人工腎臓用透析剤等の安定的な供給を可能とする生産・供給体制、②輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品事業を通じて構築した日本全国の病院との広範かつ強固なネットワーク、③輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品市場における“ぶどうマーク”や“キンダリー”の

高いブランド力、④社会において「なくてはならない存在」として患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に経営してきたことにより構築した患者・病院・卸・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、⑤医薬品の安定供給の社会的使命を全うするための必須かつ喫緊の課題である経営基盤の安定化、強化に向けた新分野開発の鋭意推進、⑥当社の経営理念に誇りを持ち、患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に当社の成長・発展・進化を目指す従業員の存在にあると考えております。

2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みについて

当社は、当社の強みである医薬品事業を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、患者さんの健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しております。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しております。かかる基本理念のもと、当社は次の３項目を経営の中長期的な重点課題として、その実現に鋭意取り組んでおります。

(1) 販売に関する施策

(a) 透析剤トップメーカーとして、透析患者の方々にとって必要不可欠である透析剤の安定供給を最重点課題とし、透析用剤、ろ過型人工腎臓用補液、生理食塩液及び透析関連品の血液凝固阻止剤、吸着型血液浄化器、透析器などの新たな需要市場を開拓し拡販を推進する。

(b) 国のジェネリック医薬品市場拡大政策に即応し、DPC/PDPS制度（診断分類別包括評価支払制度）導入病院を中心に、後発品採用に向けた積極的な営業活動を展開する。

(2) 製造に関する施策

(a) 継続する国民医療費抑制策による薬価引き下げに対処するため生産の効率化、製造コストの引き下げへの合理化に徹した設備投資を推進する。

(b) 医療機関のニーズに即した、より安全性の高い容器を用いたろ過型人工腎臓用補液サブラッドBSGなどの医薬品を製造する。

(c) 信頼性保証本部との連携のもと品質管理を徹底し製品ブランドの信頼性の向上へ総力を傾注する。

(d) 研究開発センターとの連携をも含めて、新製品の開発・量産化に備えた体制整備にも鋭意投資を進める。

(3) 研究開発に関する施策

(a) 透析関連製剤については、医療現場に即応した新製品の開発を進め、成熟期を迎えつつある透析医療分野のさらなる活性化を図り、さらに、遺伝子バイオ技術を応用した新薬開発等により、新領域の開拓も鋭意、推進する。

(b) 研究開発センターでは、生産、営業、信頼性保証の各本部と常時密接な連携を保ちつつ、開発期間の短縮や開発コストの低減を念頭に所属員一丸で業務の効率化に取り組む。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率や公正性、法令遵守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

現在、取締役会は社外取締役２名を含む取締役14名で構成し、取締役会専決事項、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。監査役は、社外監査役２名を含む３名であり、取締役会及び重要な会議への出席や、業務及び財産状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。そのほか、当社は内部監査室及びコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等各種委員会を設置し、これらによる監視・統制に万全を期しております。今後とも、当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、当社の企業理念に基づき法律やルールに従って、患者さん、医療関係者の方々、株主の皆様、地域社会をはじめ社会から信頼されることを最重要事項と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するためには、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。なお、平成30年３月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙４「大株主の状況」のとおりであります。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20％以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記1.「本プランの目的」記載の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。なお、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、当社株券等の買収を実行してはならないものとしています。

(b) 新株予約権の無償割当て等による本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を、実施します。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有していた当社の議決権割合は、当該無償割当て以前に比して最大約50％希釈化される可能性があります。

(c) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当て等の実施若しくは不実施又は本新株予約権の取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役及び社外監査役から構成される独立委員会（その詳細については下記(6)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については後記(2)(f)をご参照下さい。以下、かかる株主総会を「株主意思確認総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施又は買付者等の買付等（下記(2)(a)に定義します。）に関しての株主の皆様の意思を確認することがあります。

(2) 本プランの発動に係る手続（概要は別紙１「本プランに係る手続の流れ」参照）

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案[1]を含みます。）（当社取締役会が本プランを適

[1]「提案」には、第三者に対する勧誘行為も含むものとします。

用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等[2]について、保有者[3]の株券等保有割合[4]が20％以上となる買付けその他の取得

② 当社が発行者である株券等[5]について、公開買付け[6]を行う者の当該公開買付けに係る買付等後の株券等所有割合[7]及びその特別関係者[8]の当該公開買付けに係る買付等後の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。以下「買付説明書」と総称します。）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書ならびに商業登記簿謄本等当該買付者等の存在を証する書面を当社の定める書式により日本語にて当社(取締役会及び独立委員会）に対して提出していただきます。

独立委員会又は取締役会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、買付者等に対し、適宜、回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者[9]、特別関係者、買付者等を被支配法人等[10]とする者の特別関係者及び（ファンドの場合

---

[2] 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本書において同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。

[6] 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本書において同じとします。

[7] 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本書において同じとします。

[8] 金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本書において同じとします。

[9] 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

[10] 金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。

は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経歴又は沿革、事業内容、過去の法令違反等の有無及びその具体的内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細とその結果等を含みます。）

② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）

③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）

④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑥ 当社の株券等の過去の取得状況の詳細、及び当社の株券等についての第三者との間の合意についての詳細（相手方、時期、内容を含みます。）

⑦ 当社の株主（買付者等を除く。）、当社グループの従業員、労働組合、取引先、患者その他当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

⑧ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する意思連絡の有無及びその内容、並びに買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報

⑨ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策

⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報

⑪ その他独立委員会又は取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書（追加の情報を含みます。）の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等からの買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提供を求めた情報（もしあれば）を受領したと合理的に認めた場合、下記②に定める独立委員会検討期間において、当社取締役会に対しても、適宜、回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜

必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの（及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの）買付説明書及び追加的に提供を求めた情報を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長60日が経過するまでの間（但し、下記(d)③に記載する場合には独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下当該期間を「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い当社取締役会から買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示などを行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件に該当すると判断した場合には、引き続き買付説明書（追加の情報を含みます。）の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる適切な施策を実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について後記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その２」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日（下記(4)「本新

株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件に該当しなくなった場合

また、上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当て等の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間（延長された場合には延長後の期間を含みます。以下同じとします。）の満了時までに、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない合理的理由が存すると判断する場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記(d)に定める勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、次の(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、決議を行うものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(d)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主意思確認総会の承認を得

るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その２の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認総会の開催に要する時間などを勘案した上で株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会[11]を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始・終了した事実を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、独立委員会検討期間を延長する場合には延長の旨、延長期間及び延長理由、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他、独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本新株予約権の無償割当て等の要件は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当と認められる場合となります。当社は、買付者等による買付等が新株予約権の無償割当て等の要件に該当する場合に、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定しておりますが、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、本新株予約権の無償割当て等の要件に該当するか否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その１

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合（買付等の内容を判断する又は当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要とされる期間や情報の提供がなされない場合を含みます。）

発動事由その２

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を

[11] 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。決議を行う場合の決議要件は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとします。

廉価に取得するなど当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的な二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(e) 買付者等による提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、患者、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が不十分又は不適当であるため、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社製品の品質又は供給の安定性、ブランド力、ステークホルダーとの信頼関係等に重大な支障をきたす等、当社の企業価値・株主共同の利益に反するおそれのある買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議[12]又は取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

[12] 決議要件は、普通決議とします。

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額（以下「行使価額」といいます。）は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、１ヵ月間から３ヵ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者[13]、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者[14]、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会

---

[13] 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20％以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。）その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

[14] 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。）その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者[15]（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由[16]が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会

---

[15] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

[16] 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20％のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の有する本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの継続手続

本プランの継続は、当社定款第11条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、株主の皆様に本プランをご承認いただくことを条件とします。

(6) 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランの継続時点における独立委員会の委員は、独立委員会規則の基準を満たした当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役及び社外監査役から構成される予定です。独立委員会の委員の氏名及び略歴等は、別紙２「独立委員会委員略歴」のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙３「独立委員会規則の概要」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項の決定権限の委任期間と同じく、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会若しくは株主総会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、か

かる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合など本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成30年５月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜、合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続にあたっては本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式１株につき１個の本新株予約権が無償にて割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。但し、当社は、下記(4)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(b)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

また、一旦、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期

間開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利及び経済的側面において不利益が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様が、その有する当社の株式に係る法的権利及び経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(b)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を執った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相

当の金銭の払込をせずに当社株券等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(b) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録を行うための振替口座の情報をご提供いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者の有する本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知をいたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱの取組み）について

上記Ⅱ「当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みについて」に記載した企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲの取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本

方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主意思を重視するものであること

上記Ⅲ2.(5)「本プランの継続手続」にて記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に継続されるものであり、また、当社取締役会は、一定の場合に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。加えて、上記Ⅲ2.(7)「本プランの有効期間、廃止及び変更」において記載したとおり、本プランには、有効期間を約３年間とする、いわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項の決定についての取締役会への委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、又は本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い独立委員会の判断の重視と情報開示

上記Ⅲ2.(6)「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役のみから構成される独立委員会により行われることとされております。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)及び(e)並びに上記Ⅲ2.(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものとなっております。

⑤　第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ2.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

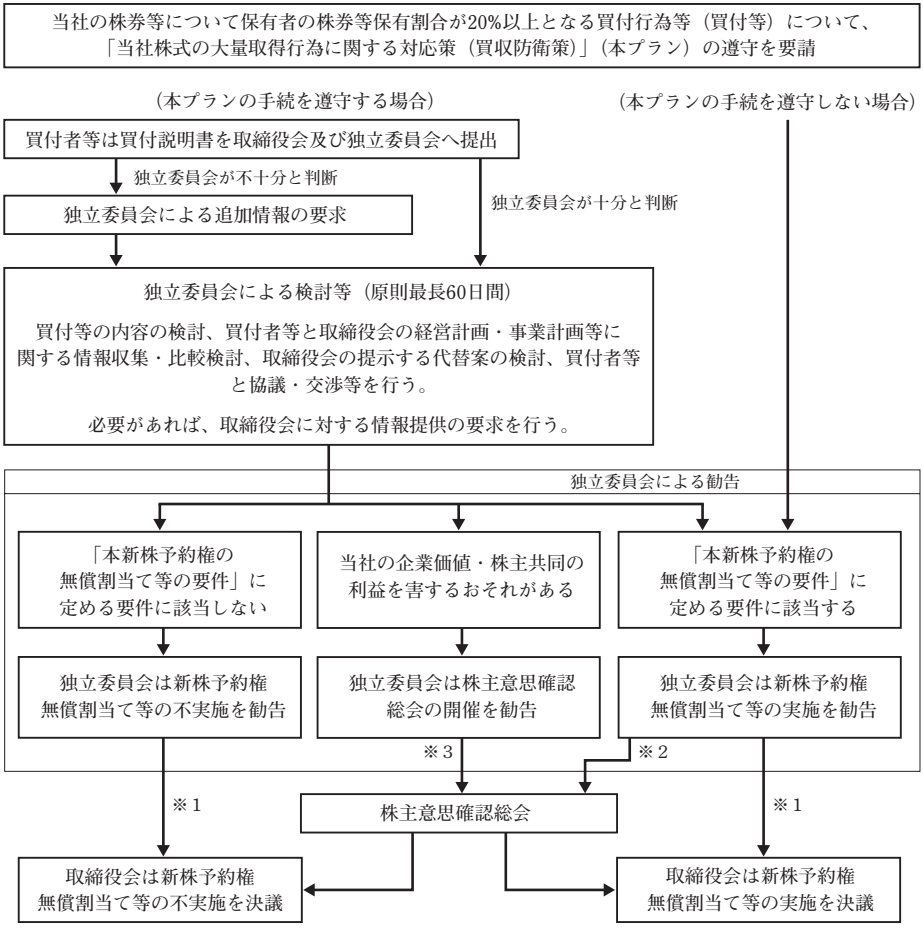
⑥　デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ2.(7)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

本プランに係る手続の流れ



※１ 独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決議
※２ 発動事由その２が問題となっている場合（株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保が独立委員会による勧告に付されている場合又は取締役会が適切と判断する場合）で、取締役会が開催を判断した場合
※３ 取締役会が開催を判断した場合。なお、独立委員会が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合であるとして株主意思確認総会の開催を勧告したことにより株主意思確認総会が開催された場合には、直ちに取締役会による新株予約権無償割当て等の実施・不実施が決議されない場合もあり得ます。

（注）上記フローチャートは、本プランの概要を説明するためのものであるため、本プランの詳細については必ず本文をご参照下さい。

独立委員会委員略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の３名により構成される予定です。

須　藤　　実（すどう　みのる）
昭和26年４月13日生
【略　歴】
昭和50年４月　日本電装㈱（現㈱デンソー）入社
昭和54年10月　同社退社
昭和56年９月　監査法人中央会計事務所入所
昭和60年３月　公認会計士登録
平成元年８月　須藤公認会計士事務所開設（現任）
平成20年６月　当社社外監査役
平成27年６月　当社社外取締役(現任)
(注) 須藤　実氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

松　岡　大　藏（まつおか　だいぞう）
昭和14年12月28日生
【略　歴】
昭和33年４月　大阪国税局入所
平成３年７月　柏原税務署長
平成９年９月　大阪国税局徴収部長
平成10年９月　松岡大藏税理士事務所開設（現任）
平成16年６月　当社社外監査役（現任）
(注) 松岡大藏氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

青　本　悦　男（あおもと　えつお）
昭和28年６月25日生
【略　歴】
昭和57年４月　弁護士登録
昭和57年４月　道工隆三法律事務所入所
平成10年４月　青本悦男法律事務所開設（現任）
平成24年６月　当社社外監査役（現任）
(注) 青本悦男氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
　① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段の実施又は不実施
　② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
　③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
　① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
　② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその

回答期限の決定
③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
④ 買付者等との協議・交渉
⑤ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求及びこれらの検討
⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
⑦ 本プランの修正又は変更の承認
⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑨ 当社取締役会が別途に独立委員会が行うことができるものと定めた事項
⑩ 上記①から⑨までについての当社取締役会を通じた情報開示

・独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提出された買付説明書その他の情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙４

大株主の状況（平成30年３月31日現在）

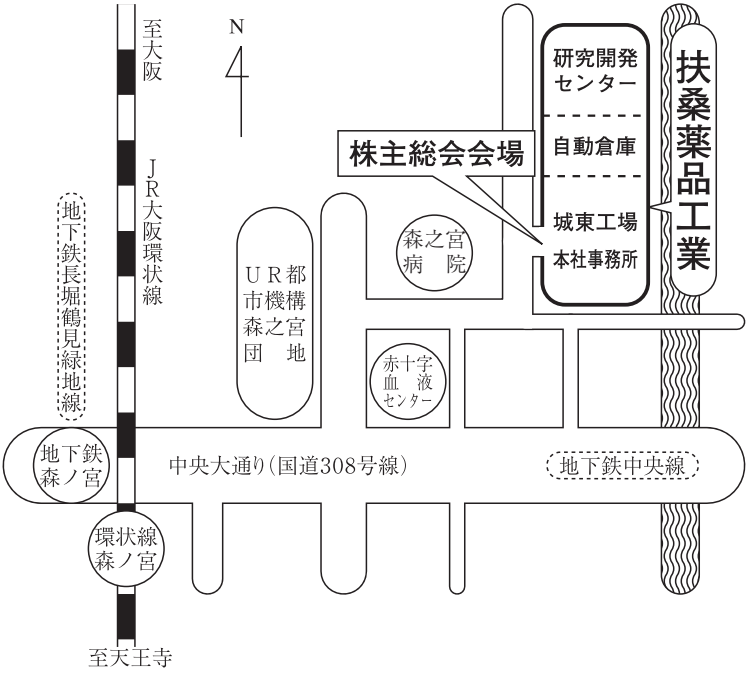
氏名又は名称	当社への出資状況	
	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
ぶどう協和会	559	5.92
敷島振興株式会社	452	4.79
株式会社三井住友銀行	429	4.54
三井住友信託銀行株式会社	377	4.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	345	3.66
日本生命保険相互会社	239	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	213	2.26
扶桑薬品工業従業員持株会	198	2.11
戸田幹雄	187	1.98
株式会社りそな銀行	185	1.96

（注）1. 上記のほか、当社は自己株式673千株を保有しております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

<MEMO>
</MEMO>

<MEMO>
</MEMO>

株主総会会場ご案内図



扶桑薬品工業株式会社 本社事務所 第１会議室

大阪市城東区森之宮二丁目３番11号

（06）６９６９－１１３１

〈ＪＲ大阪環状線および地下鉄中央線・長堀鶴見緑地線の
それぞれ「森ノ宮駅」より中央大通りを東へ徒歩約８分〉